

保医発0524第1号
平成30年5月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」等の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付保発第64号）の一部改正及び「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）の一部改正については、平成30年5月24日付け保発0524第1号及び保発0524第2号をもって通知されたところであるが、これらの取扱いについては、下記のとおりであるので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）の一部を次のように改正する。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則</p> <p>5 療養費の支給対象となる負傷は、<u>外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫</u>であり、<u>内科的原因による疾患は含まれないこと。</u>なお、<u>介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）</u>については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。</p> <p><u>また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであること。</u></p> <p><u>(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。</u></p> <p>第5 その他の施術料</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(6) 金属副子等加算</p> <p>イ 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に<u>療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、<u>整復料、固定料又は後療料</u>の加算として算定できること。</u></p> <p><u>なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に加算できるとし、金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。</u></p>	<p>別紙</p> <p>柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項</p> <p>第1 通則</p> <p>5 療養費の支給対象となる負傷は、<u>急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫</u>であり、<u>内科的原因による疾患は含まれないこと。</u>なお、<u>急性又は亜急性の介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）</u>については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。</p> <p>第5 その他の施術料</p> <p>4 その他の事項</p> <p>(6) 金属副子等加算</p> <p>イ 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に<u>療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、<u>整復料又は固定料</u>の加算として算定できること。</u></p>

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、算定できるものであること。

なお、交換にあつては、

① 負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となった場合

② 金属副子等が破損した場合

③ 衛生管理上、交換が必要となった場合

であり、単なる交換の場合は算定できないものであること。

また、交換が必要となった理由を施術録に記載すること。

(7) 柔道整復運動後療料

ア 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものであること。

イ 柔道整復運動後療料は、1日につき310円とする。

ウ 柔道整復運動後療料の算定は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（暦月）に5回を限度として算定できるものであること。

エ 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できるものであること。

オ 当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月について算定は認められないこと。

カ 1日における柔道整復運動後療料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しないものであること。

キ いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められないこと。

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、次の基準により算定できるものであること。

① 大型金属副子等加算については、固定部位の範囲が1肢又はこれに準ずる範囲に及ぶ場合

② 中型金属副子等加算については、固定部位の範囲が半肢又はこれに準ずる範囲に及ぶ場合

③ 小型金属副子等加算については、固定部位の範囲が前記②に及ばない程度の場合

(新設)

ク 柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

(8) (略)

(7) (略)

2 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号）の一部を次のように改正する。

ただし、別紙別添の様式については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。

○別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>3 申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を＝線で抹消の上、正しい数字等に記載すること。 なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又は<u>消すことができないボールペン</u>等を使用すること。</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(2)「負傷の原因」欄について 3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。</p> <p>(14) <u>「初検時相談支援料」欄には、金額を記載すること。</u></p> <p>(15) <u>「再検料」欄には、金額を記載すること。</u></p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>「金属副子等加算」欄には、使用又は交換した回数及び合計金額を記載すること。</u> また、<u>「摘要」欄に金属副子等を使用又は交換した年月日をそれぞれ記載すること。</u></p> <p>(18) <u>「柔道整復運動後療料」欄には、回数及び合計金額を記載すること。</u></p>	<p>別紙 柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)</p> <p>第1 一般的事項</p> <p>3 申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を＝線で抹消の上、正しい数字等に記載すること。 なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又はボールペン等を使用すること。</p> <p>第2 記載上の留意事項</p> <p>2 施術の内容欄</p> <p>(2)「負傷の原因」欄について <u>平成25年5月1日以降の施術分から</u>、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

また、「摘要」欄に柔道整復運動後療料の算定となる日をそれぞれ記載すること。

(19) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逕減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄及び右側の「計」欄について

(20) 「摘要」欄について

④ 脱臼又は骨折の施術に同意した医師の氏名と同意日を記載すること。

(21) (略)

(22) (略)

6 受取代理人への委任の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人への委任」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のぼ印を受けることも差し支えないこと。)

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

(15) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逕減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄、右側の「計」欄及び「施術の証明」欄について

(16) 「摘要」欄について

④ 平成22年9月1日以降の施術分から、脱臼又は骨折の施術に同意した医師の氏名と同意日を記載すること。

(17) (略)

(18) (略)

6 受取代理人の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。(患者が印を有さず、やむを得ず患者のぼ印を受けることも差し支えないこと。)

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

3 「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年 5 月 24 日付け
保医発 0524 第 3 号）の一部を次のように改正する。

○別紙様式2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前																																																																												
<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: center;">明細書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="18" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">保険分</td> <td><初検料・再検料等></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="18" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">(裁量力所) 力所</td> </tr> <tr> <td>初検料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>初検時相談支援料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>再検料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><施術情報提供料></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><往療料></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><施術料等></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 修復・固定・施療料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 後療料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 温電法料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 冷電法料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 電療料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 金属副子等加算</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 柔道整復運動後療料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><その他></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>① 一部負担金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>② 保険外</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計金額 (①+②)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>	保険分	<初検料・再検料等>	円	(裁量力所) 力所	初検料	円	初検時相談支援料	円	再検料	円	<施術情報提供料>	円	<往療料>	円	<施術料等>	円	修復・固定・施療料	円	後療料	円	温電法料	円	冷電法料	円	電療料	円	金属副子等加算	円	柔道整復運動後療料	円	<その他>	円	計	円	① 一部負担金	円	② 保険外	円	合計金額 (①+②)	円	<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: center;">明細書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="18" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">保険分</td> <td><初検料・再検料等></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td rowspan="18" style="writing-mode: vertical-rl; text-align: center;">(裁量力所) 力所</td> </tr> <tr> <td>初検料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>初検時相談支援料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>再検料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><施術情報提供料></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><往療料></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><施術料等></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 修復・固定・施療料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 後療料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 温電法料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 冷電法料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> 電療料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td><その他></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>① 一部負担金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>② 保険外</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計金額 (①+②)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p>	保険分	<初検料・再検料等>	円	(裁量力所) 力所	初検料	円	初検時相談支援料	円	再検料	円	<施術情報提供料>	円	<往療料>	円	<施術料等>	円	修復・固定・施療料	円	後療料	円	温電法料	円	冷電法料	円	電療料	円	<その他>	円	計	円	① 一部負担金	円	② 保険外	円	合計金額 (①+②)	円
保険分		<初検料・再検料等>	円		(裁量力所) 力所																																																																								
		初検料	円																																																																										
		初検時相談支援料	円																																																																										
		再検料	円																																																																										
		<施術情報提供料>	円																																																																										
		<往療料>	円																																																																										
		<施術料等>	円																																																																										
		修復・固定・施療料	円																																																																										
		後療料	円																																																																										
		温電法料	円																																																																										
		冷電法料	円																																																																										
		電療料	円																																																																										
		金属副子等加算	円																																																																										
		柔道整復運動後療料	円																																																																										
		<その他>	円																																																																										
		計	円																																																																										
		① 一部負担金	円																																																																										
	② 保険外	円																																																																											
合計金額 (①+②)	円																																																																												
保険分	<初検料・再検料等>	円	(裁量力所) 力所																																																																										
	初検料	円																																																																											
	初検時相談支援料	円																																																																											
	再検料	円																																																																											
	<施術情報提供料>	円																																																																											
	<往療料>	円																																																																											
	<施術料等>	円																																																																											
	修復・固定・施療料	円																																																																											
	後療料	円																																																																											
	温電法料	円																																																																											
	冷電法料	円																																																																											
	電療料	円																																																																											
	<その他>	円																																																																											
	計	円																																																																											
	① 一部負担金	円																																																																											
	② 保険外	円																																																																											
	合計金額 (①+②)	円																																																																											